



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 7 月 17 日（木曜日） 第 629 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○公金の支出に関する事務の委託……………（障がい福祉課） 1	頁
○保安林の指定予定……………（自然環境課） 1	
○土砂災害警戒区域の指定の解除……………（砂防課） 1	
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………（ " ） 2	

○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防課） 2	
○土砂災害特別警戒区域の指定……………（ " ） 2	
○道路の区域の変更（2 件）……………（道路保全課） 3	
○道路の供用の開始……………（ " ） 3	

公 告

○家畜人工授精講習会の開催……………（家畜防疫対策課） 4	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 4	

告 示

宮崎県告示第 459号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2 第1 項の規定により、公金の支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和 7 年 7 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
宮崎県国民健康保険団体連合会	宮崎市下原町 231番地 1

- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 4 月 16 日
- 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和 7 年 4 月 16 日
- 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和 7 年 4 月 16 日から令和 7 年 12 月 26 日まで

宮崎県告示第 460号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2 第1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 7 年 7 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字一ツ戸2412－8、2412－18、2412－20、2412－32
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 461号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により平成28年宮崎県告示第 214号、平成29年宮崎県告示第 440号、平成29年宮崎県告示第 680号、平成30年宮崎県告示第 410号、令和 3 年宮崎県告示第 435号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 7 年 7 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象 の 種 類
延 岡 市	浦 尻 第 2	I－1－1574	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	川 島 第 1	I－1－1588	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	貝の畑第 2	I－1－2139	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	小 川 第 6	I－1－3560	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	祝子第 3－ 新②	I－1－3567－新②	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	祝子第 3－ 新③	I－1－3567－新③	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 462号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成28年宮崎県告示第 215号、平成29年宮崎県告示第 441号、平成29年宮崎県告示第 681号、平成30年宮崎県告示第 411号、令和3年宮崎県告示第 436号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和7年7月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延 岡 市	浦 尻 第 2	I－1－1574	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	川 島 第 1	I－1－1588	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	貝の畑第2	I－1－2139	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	小 川 第 6	I－1－3560	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	祝子第3－新②	I－1－3567－新②	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	祝子第3－新③	I－1－3567－新③	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 463号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和7年7月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延 岡 市	浦 尻 第 2	I－1－1574	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	川 島 第 1	I－1－1588	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	貝の畑第2	I－1－2139	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	小 川 第 6	I－1－3560	急傾斜地の崩壊

延 岡 市	祝子第3－新②	I－1－3567－新②	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	祝子第3－新③	I－1－3567－新③	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	天 下 第 1	I－1－1545	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	天 下 第 2	I－1－1546	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	天 下 第 4	II－1－7455	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	天 下 第 5	II－1－7456	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	天 下 第 6	II－1－7457	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	天 下 第 7	II－1－7458	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	天下第7－新①	II－1－7458－新①	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	天下第1－新①	I－1－1545－新①	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	天下第1－新②	I－1－1545－新②	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	天下第2－新①	I－1－1546－新①	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	天下第2－新②	I－1－1546－新②	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	天下第2－新③	I－1－1546－新③	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	天下第2－新④	I－1－1546－新④	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	天下第2－新⑤	I－1－1546－新⑤	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 464号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和7年7月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒 区域の溪流番号 又は箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延岡市	浦尻第2	I-1-1574	急傾斜地の崩壊
延岡市	川島第1	I-1-1588	急傾斜地の崩壊
延岡市	貝の畑第2	I-1-2139	急傾斜地の崩壊
延岡市	小川第6	I-1-3560	急傾斜地の崩壊
延岡市	祝子第3- 新②	I-1-3567-新②	急傾斜地の崩壊
延岡市	祝子第3- 新③	I-1-3567-新③	急傾斜地の崩壊
延岡市	天下第1	I-1-1545	急傾斜地の崩壊
延岡市	天下第2	I-1-1546	急傾斜地の崩壊
延岡市	天下第4	II-1-7455	急傾斜地の崩壊
延岡市	天下第5	II-1-7456	急傾斜地の崩壊
延岡市	天下第6	II-1-7457	急傾斜地の崩壊
延岡市	天下第7	II-1-7458	急傾斜地の崩壊
延岡市	天下第7- 新①	II-1-7458-新①	急傾斜地の崩壊
延岡市	天下第1- 新①	I-1-1545-新①	急傾斜地の崩壊
延岡市	天下第1- 新②	I-1-1545-新②	急傾斜地の崩壊
延岡市	天下第2- 新①	I-1-1546-新①	急傾斜地の崩壊
延岡市	天下第2- 新②	I-1-1546-新②	急傾斜地の崩壊
延岡市	天下第2- 新③	I-1-1546-新③	急傾斜地の崩壊
延岡市	天下第2- 新④	I-1-1546-新④	急傾斜地の崩壊
延岡市	天下第2- 新⑤	I-1-1546-新⑤	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 465号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 7 月 17 日から同年同月 31 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
26	県道	宮崎須 木線	東諸県郡国 富町大字本 庄字地藏寺 6567番3地 先から同郡 同町同大字 同字6567番 3地先まで	旧	24.0～ 26.4	28.3
				新	26.4～ 34.3	28.3

宮崎県告示第 466号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 7 月 17 日から同年同月 31 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
27	県道	宮崎北 郷線	宮崎市清武 町木原字坂 ノ下平 555 番4地先から 同市同町 木原字新町 424番地先 まで	旧	6.0～ 11.7	253.4
				新	—	—

宮崎県告示第 467号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 7 月 17 日から同年同月 31 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須 木線	東諸県郡国 富町大字本 庄字地藏寺 6567番3地 先から同郡 同町同大字 同字6567番 3地先まで	令和7年7月17日

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209号）第16条第2項に規定する令和7年度の家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和7年7月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 開催期日
令和7年10月22日（水曜日）から11月26日（水曜日）まで
- 開催場所
県立農業大学校（児湯郡高鍋町大字持田5733番地）
- 家畜の種類
牛
- 受講申込手続
 - 受講願書の受付期間
令和7年7月22日（火曜日）から8月22日（金曜日）まで
 - 受講願書の提出先
最寄りの家畜保健衛生所
 - 受講願書の提出
所定の受講願書に最近3か月以内に撮影した顔写真（縦 4.5センチメートル、横 3.5センチメートル又は縦 4.0センチメートル、横 3.0センチメートル）2枚を添付して提出すること。
- 受講手数料
33,000円（受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。）
- その他
 - テキストは、一般社団法人日本家畜人工授精師協会（東京都江東区冬木11番17号 電話03-5621-2070）発行の家畜人工授精講習会テキスト（家畜人工授精編）を使用するのであらかじめ準備すること。
 - この講習会に関する問合せは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産局家畜防疫対策課（電話0985-26-7139）にすること。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第10号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2

号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和7年7月17日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	4号警備業務	令和7年10月21日（火）から10月28日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	15人
追加取得講習	4号警備業務	令和7年10月27日（月）から10月28日（火）まで	15人

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習

講習の対象者は、受講申込みを行う日において、最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者とする。

(2) 追加取得講習

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者とする。

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所を管轄する警察署、又は、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
4号警備業務 （新規取得講習） （追加取得講習）	令和7年9月1日（月）から9月12日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し（追加取得講習申請者に限る。）

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	4 号警備業務	34,000円
追加取得講習	4 号警備業務	10,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 公告後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

--	--